

取扱説明書

《注意事項》

(初回の入庫について)

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。使用する二輪車のサイズが区画のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

《甲の免責》

- 1 本駐車場は、甲が本駐車場に管理人を常駐させないことを予め了承したうえ利用するものとします。これに伴い、本駐車場の利用中、乙あるいは乙自動二輪車、その他に如何なる損害が生じても、甲は一切その責任を負いません。
但し、甲の故意または重過失によるときはこの限りではありません。
- 2 駐輪スペースもしくはこれに至る経路に他の自動二輪車等が、無断もしくは違反駐車したため、乙の利用が妨げられた場合においても、乙は甲に対して何等の補償、損害賠償等は請求できないものとします。またこの場合、甲・乙協力して違反駐車等を排除するものとします。
- 3 本駐車場内の自動車、自動二輪車等および車内残置物の滅失または盗難、火災・イタズラ等の第三者から受けた損害等、その他甲の責に帰すことのできない事由により乙の蒙った損害については、甲はその責を負わず、乙は事由の如何を問わず甲に対して金銭その他一切の請求は出来ないものとします。
- 4 本駐車場利用に伴う場内または車輛の出入庫時の交通事故等について、甲は一切その責任を負いません。
- 5 本駐車場内に積雪がある場合でも、甲は原則として除雪作業はおこないません。また、積雪により乙の利用が妨げられたとしても甲は一切その責任を負いません。

《禁止行為》

乙は次の各号に定める行為をしてはなりません。

- (1) 駐車スペースに、乙自動二輪車以外の車輛を駐車させる事および乙自動二輪車を本駐車場の本区画以外に駐車させること。但し予め甲の承認を得た場合にはこの限りではありません。また、甲に対し承認を得るための届出を怠った場合には、無権限の自動二輪車等として取り扱われても乙は何等の異議申し立てが出来ないものとします。
- (2) 本駐車場を本契約の目的以外の目的で利用する事。
- (3) 本駐車場に仮設か否かを問わず工作物を設置する事。
- (4) 本駐車場に備品・物品等(タイヤ・工具類など)を放置する事。
- (5) 本駐車場にバイク、自転車に駐輪・放置する事(ただし駐輪場の契約は除く)。
- (6) 本駐車場に可燃物・引火物・爆発物等その他危険物を持ち込む事。
- (7) 本駐車場内に大型自動車等の重車輛を乗り入れる事。
- (8) 本駐車場内に吸殻・ゴミ等を投棄する事。
- (9) 本駐車場で、不必要なアイドリング・騒音の撒き散らし等により近隣居住者等に迷惑となる行為を行う事。
- (10) 本駐車場区画線を不明瞭にしたり、境界を侵害越境等する行為。
- (11) 本駐車場に契約者以外の自動車を駐車させる事。また、ナンバープレートが外された車両や車検切れ車両等は駐車できません。
- (12) 他の本駐車場利用者に対し迷惑となる行為。その他、本駐車場に損害を及ぼす一切の行為。

以上

木月伊勢町駐車場

